

情報セキュリティの確保に関する遵守事項

受注者は、鎌倉市建築確認データベース等作成及び建築統合情報システム構築業務委託の実施に際して、鎌倉市情報セキュリティポリシーにのっとり、次の事項を遵守しなければならない。

- 1 発注者の承諾を得て第三者（２以上の段階にわたる委託を含む。）に当該作業を行わせる場合は、その者より本事項についての誓約書を発注者あてに提出させること。
- 2 各作業に係る作業責任者及び緊急時の連絡先を届け出ること。
- 3 鎌倉市が管理する施設内で作業を実施する場合は、あらかじめ作業従事者名を連絡し、作業実施の際には身分証明書を掲出すること。
- 4 コード、ＩＤ、パスワード等は、不要となった時点で速やかに抹消すること。
- 5 知り得た非公開情報（文書、電磁情報、伝聞によるもので、個人情報及び非公開であることを発注者が明示したものをいう。）を他者に漏らさないこと。作業期間終了後も同様とすること。ただし、知りえた情報が公開情報になった場合は、この限りでない。
- 6 発注者から、非公開情報を含む文書又は電磁情報の貸与を受けた際は、預り証を交付すること。
- 7 貸与された文書及び電磁情報は、当該作業の目的以外の使用及び他者への提供を行わないこと。ただし、事前に発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 8 非公開の電磁情報を搬送する際は、原則として暗号化すること。暗号化が不可能な媒体又は暗号化が極めて困難な場合においては、専用車により搬送すること。
- 9 鎌倉市が管理する施設内におけるデータの持ち込み及び持ち出しに際しては、ＵＳＢメモリ、ＳＤカード、又はこれ以下のサイズの記録媒体を用いない。ただし、保守時において事前にウィルスチェックを行い、データに暗号化を施した場合は、この限りでない。
- 10 貸与された文書及び電磁情報は、当該作業終了後、速やかに返却するとともに、その複製がある場合は、それを完全に廃棄すること。
- 11 実施した作業の内容については、書面で報告すること。
- 12 作業期間中に発注者による報告要求があった場合は、書面で報告すること。
- 13 作業実施に当たり情報セキュリティを確保するよう努め、作業従事者に対して情報の安全性に関する啓発・教育を施すこと。
- 14 修理にともない記憶装置を交換する等により機器を撤去するに際しては、記憶装置全体をＮＳＡ標準(米国国防総省ＮＳＡ規格)による手法（同等以上の手法を含む。）で消去する、又は物理的に破壊することにより、情報を復元できない状態にし、その作業経過及び結果を書面で報告すること。
- 15 １から14に違反した行為で発注者に損害を与えた場合は、損害賠償及び必要と認める措置を行うこと。ただし、発注者が独自の判断で第三者に支払った金員、受注者の責めに帰すことのできない事由から生じた損害、天災地変等の不可抗力から生じた損害及び逸失利益については、賠償責任を負わないものとする。また、損害賠償額については、別途協議のうえ発注者と受注者の合意した金額とする。